

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和6年度

1. 補助金の内容

補助金名称	テイクオフ補助金				補助金番号	F1-5		
所管部署	観光にぎわい部 商工振興課							
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市テイクオフ補助金交付要綱							
交付の目的	市内で事務所等の用に供するために建物を賃借している創業初期の中小企業者に対して交付することにより、その事業を安定させ、もって本市の経済の活性化に資することとする。							
補助対象経費	補助対象者が賃借する事務所、店舗、研究所、工場等の用に供する建物の賃借料 補助対象者は以下のいずれかに該当する者 ＜対象①＞ ・インキュベーションルームを1年以上使用し、使用終了後1年を経過していない者 ・創業実践塾、若手起業家支援事業を6か月以上受講した者、または修了後1年を経過していない者 ＜対象②＞ 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者であって、当該証明の有効期限を経過していない者							
補助率・補助額	定率補助							
交付先	創業初期の中小企業者							
開始年度	平成20 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和9 年度末			
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助		その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

(千円)				
	R3	R4	R5	R6
予算額	3,000	2,400	2,400	2,800
決算額	420	1,016	3,336	
特定財源				
国庫支出金				
府支出金				
その他	420	1,016	2,400	
一般財源	0	0	936	
(件)				
交付実績	2	4	18	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	創業初期の中小企業を支援し、本市の経済の活性化に資することを目的とする補助金であり、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	創業した多くの事業者が、創業初期に資金面の課題を抱えており、当該補助金の交付により創業初期の事業の安定を図ることは、施策目標「地域産業が活発に展開されるまち」の実現に向け必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	地域活性化支援センター(ひらっく)において実施する創業相談における、資金面に関する相談の割合から高いニーズが見込まれる。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	事業継続の前提となる固定費を補助することで、創業初期の中小企業者の事業の安定化が図られている。補助対象期間終了後は、交付者へのアンケート等により、事業の状況を把握する。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	市内創業者の自主的な取組のため、補助金交付が効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす不特定多数が申請可能となっている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助対象経費の2分の1(上限あり)
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助金交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページにて補助制度を公表している。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	類似制度はない

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を 選択した理由	コロナ禍においては、要件を緩和し対象者を拡充することで創業初期の事業の安定に繋がるよう支援を行ってきたが、補助金の認知が高まり、想定以上の補助申請に繋がっている。創業に関する十分な知識を得て準備を行った事業者への支援を充実させるとともに、一部対象者の補助内容を見直すことで、より多くの創業者支援に繋げるため。 改正前: 地域活性化支援センターのインキュベートルームを使用した者および特定創業支援等事業の証明書の発行を受けた者に対し、家賃等の建物賃借料の1/2を12ヶ月間補助する(上限額50,000円/月) 改正後: 創業実践塾・若手起業家支援事業を受けた者を対象に追加し、特定創業支援等事業の証明書の発行を受けた者については上限額10,000円/月・補助期間6ヵ月とする。
対応完了・廃止予定時期	令和7年4月